

産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画

公益社団法人全国産業資源循環連合会

令和2年度から推進した第2次労働災害防止計画では、「計画期間中の労働災害による死亡者数及び死傷者数を平成24～26年実績平均に比して全ての都道府県において、20%以上減少させる」ことを目標として、正会員の協力のもと各種労働災害防止活動に取り組んできた。

第2次労働災害防止計画の取り組みが進められた結果、労働災害による死亡者数は、令和2年26人から令和3年16人と大きく減少した。一方、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、令和2年1,502人、令和3年1,506人とほぼ横ばいとなり、その目標を達成することは難しい状況となっている。

このような状況を踏まえ、連合会では、労働災害防止計画の取り組みを継続的に行うことが不可欠であると判断し、令和5年度を初年度とする第3次労働災害防止計画を策定することとした。そこで、当連合会安全衛生委員会において、これまでの取り組みについて検証を行い、目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた第3次労働災害防止計画を下記のとおり策定した。

1. 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5ヶ年を計画期間とする。

2. 計画の目標

(1) 死亡災害

計画期間中の労働災害による死亡者数を平成24～26年実績平均に比して全ての都道府県において、20%以上減少させる。

(平成24～26年の平均20人→令和9年16人以下に)

(2) 死傷災害

計画期間中の労働災害による休業4日以上の死傷者数を平成24～26年実績平均に比して全ての都道府県において、20%以上減少させる。

(平成24～26年1,246人→令和9年996人以下に)

3. 計画の重点項目

(1) 経営者の意識改革

労働安全対策を進めるためには、経営者のリーダーシップのもと労使が一体となった取り組みが欠かせない。そこで、労働災害防止に対する経営者の意識改革を図る。

(2) 労働災害防止活動の推進

① 安全衛生規程の作成及び実施

連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」には、労働災害を防止するために事業主が遵守しなければならない事項が網羅されていることから、会員事業所における安全衛生規程の作成を促進させ、安全衛生規程に基づく労働災害防止活動の積極的な促進を図る。

② 当業界において発生数の多い労働災害（例：墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の撲滅

当業界において発生数の多い労働災害（例：墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）を撲滅させる。